

## [事案 24-197] 契約内容確認請求

・平成 25 年 6 月 26 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約申込時、虚偽の説明を受けたとして、その説明どおりの契約内容であることの確認等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 16 年に個人年金保険に加入を申し込んだ際、告知の結果、入院特約が付けられないとされた。その後、自分が署名捺印していない変更訂正請求書にもとづく契約内容の証券が届いた。勧誘時、保険会社の支部長より「明日にでも 520 万円もらえる」との説明を受けたが、事後に交付された設計書で、実際には 10 年間の年金受取総額が 520 万円であることが判明した。以上のことから、説明どおりの 520 万円の支払いと、慰謝料を求める。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込手続き時に誤説明は存在しない。募集人は、保険設計書、重要事項のお知らせを用いて契約内容の説明を行っており、申立人は署名・押印をしている。
- (2) 募集人による不法行為は存在しないので、不法行為により損害賠償責任を負うことはない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求を、①本契約は無効であるとして既払込保険料の返還請求、②保険会社が説明した内容の契約が成立したとして 520 万円の支払請求、③保険会社の不適切な言動を理由とする損害賠償請求と解して、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 請求①について

申立人は、「変更訂正請求書」に自署捺印していないことを理由に、契約は無効であると主張するが、同書面の印影は、申立人が押印を認める契約申込書の印影に酷似しており、署名の筆跡は、名義変更請求書の署名の筆跡と似ており、「変更訂正請求書」の署名捺印は、申立人によってなされたものと認めることができる。また、申立人は、死亡給付金受取人を変更する名義変更請求手続をした事実を認めており、名義変更請求は、本契約の存在を前提にした行為といえるので、申立人は本契約の成立を容認していたものと認めることができる。以上から、本契約は有効に成立していたものと認められ、既払込保険料の返還請求は認めることはできない。

#### 2. 請求②について

保険会社の支部長が、「明日にでも 520 万円支払う」と説明したことについて、募集人および支部長の事情聴取によると、そもそも、支部長は、申立人の勧誘に同席しておらず、募集人がパンフレットを提示しながら説明したと述べているので、他に申立人の言い分を認める証拠がない限り、申立人の言い分を認めることは困難であり、本件においては、申立人の言い分を証明することができる証拠は見当たらないので、申立人が主張する支部長の発言を認めることはできない。また、支部長か募集人かを問わず、「明日にでも 520 万円

支払う」との説明は、「ご契約重要事項のお知らせ」や「保険設計書」の記載から虚偽であることが簡単に分かり、そのような説明をすることは通常考えられず、この点からも、申立人が主張する支部長の発言を認めることは困難である。保険契約は、いわゆる附合契約であり、約款の記載に従って契約内容が定められるので、約款と異なる説明がなされたことをもって、その内容が契約内容になることはない。

### 3. 請求③について

申立人が問題にする言動があったかについて、保険会社は争っているので、申立人の主張する事実のみを認めることはできない。よって、申立人の慰謝料請求を認めることはできない。